

1 年 5 月 29 日

福井県議会議長 様

野田 富久



政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	296,000	/
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	296,000	/

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会 議 費	407	
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	10,831	
事 務 所 費		
事 務 費	39,180	
人 件 費		
合 計	50,418	/

3 残 金

245,582 円 /

○文務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入、支払科目													総計				
	収入 支出	旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費	修繕料		広告料	人件費	その他	収入額
政務活動費	収入																296,000	296,000
収入合計																	296,000	296,000
会議費	支出	407																407
資料購入費	支出							10,831										10,831
事務費	支出					32,472					6,708							39,180
支出合計		407	0	0	0	32,472	0	10,831	0	0	6,708	0	0	0	0	0	0	50,418
総合計		407	0	0	0	32,472	0	10,831	0	0	6,708	0	0	0	0	0	296,000	245,582

平成31年度4月分
支 払 証 明 書

会派名または議員名 野田 富久

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使用項目	支出科目	使用内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
2-1	平成31年4月10日	会議費	旅費	会派会議	交通費	407 円	距 離: 11.8 km 按分率: 摘 要: 自宅ー議会往復
						()	

- (注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。
- (注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。
- (注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。



提出者 野田 富久

印

平成31年度4月分

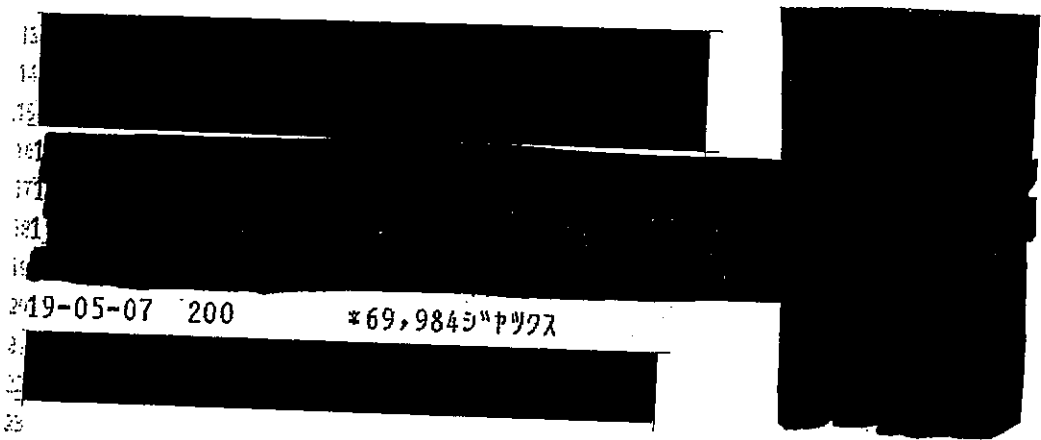
領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 野田 富久

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	3-1	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	自動車リース料		
費 用 内 容	自動車リース料	摘 要	平成31年4月分(自動車税除く)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	32,472 円 (67,184 円)	按 分 率:	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分 1/2 4 月 分 を 任 期 分 で 按 分 29/30
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

連休の為引落し
 5月にスレる



原本のとおり相違ないことを証明します

令和 元年 5月 29日



ジャックスリース契約書兼保証委託契約書

契約番号 XXXXXXXXXX

お客様が契約されるリース会社 (貸借人)

ジャックスリース株式会社 御中
〒141-0032
東京都品川区大崎1丁目6番4号
TEL 03-5769-1100 FAX 03-5496-3613

貸借人及び連帯保証人は、ジャックスリース契約条項及び個人情報取扱に関する同意条項を承認の上、ジャックスリース契約及び保証委託契約を締結します。

貸借人及び連帯保証人は、本申込を行う者が先に記載された貸借人及び連帯保証人に相違ないことを確認するためならびに契約成立後の債権管理のため、貴社が住民票の写しを取得することに同意します。

契約日 2015年11月27日

お客様が契約される保証会社

株式会社ジャックス 御中
〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿4丁目1番8号
カスタマーサービス TEL 046-233-1995

借借人

住所 福井県福井市種池町3-36

氏名 (社名) 野田富久

連帯保証人

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

実印

実印

① リース自動車明細

車名	三菱 アウトランダー P.H.V G プレミアム P.K.G		
車両	登録番号	借受書記載の通り	
	車台番号	借受書記載の通り	
使用本拠地 及び 保管場所	借受書記載の通り		

② リース料に含まれる費用

費用項目 (○は含む) (×は含まず)	×	自賠責保険料	×	自動車取得税	×	メンテナンス・サービス費用 付属品等
	×	自動車重量税	×	登録諸費用	○	
	○	自動車税 全期間	×	自動車任意保険	○	

③ メンテナンス

メンテナンス 項目 (○は含む) (×は含まず)	×	法定点検整備	×	タイヤ	本 本 本 個
	×	継続車検整備			
	×	故障修理 (臨時整備)			
	×	スケジュール点検	×	バッテリー交換	
	×	オイル・油脂類交換	×	パンク修理	
	×	各種消耗品の補充	×	代車	
	×	エアコン修理			
リース期間	6.0ヶ月		開始日	借受書記載の通り	

④ リース料 および 消費税額

月額	リース料	64,800円	ボーナス		加算額		別途	リース料	
60回	消費税	5,184円			消費税	余 白		消費税	余 白
	合計	69,984円			合計			合計	
リース料総額	4,199,040円		自動車税	168,000円		= 4,031,040円			

⑤ リース料の支払日 および 支払方法 (39,500円(元金)×4年間+10,000円(5年目の年間))

支払日	リース開始月の翌々月27日より毎月27日口座振替	
支払方法	(初回のみ2ヶ月分、別途リース料を除く) 4,031,040 ÷ 60回 = 67,184円 /	

⑥ 残価精算方式 (月間走行距離: 1,250 km) (月額)

オープンエンド方式 残存価格 1,000,000円 (税抜)

- ⑦ 特約条項
- ① リース満了後の自動車の引揚げ・精算については借借人の提携会社と行うものとし借借人は予めこれを了承したものとします。
 - ② グリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金対応契約です。リース期間中に中途解約等で補助金の返還が必要となった場合、借借人はその相当する額 (消費税含む) を直ちに支払います。
 - ③ 車両に損傷のある場合は原状回復し返却するものとします。
 - ④ 事故車の場合は車両返却時に減価査定とします。

⑧ 販売店名

販売店名 カークラブイチムラ

住所 福井県福井市花堂南1-10-22

ジャックスリース契約条項

(以下、申込者及び貸借人を「甲」、貸借人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条 (リース契約) 1. 乙はジャックスリース契約条項の定めるところにより、表記①に記載の自動車(以下、「自動車」という)を甲にリース(貸貸)し、甲はこれを借り受け、
2. ジャックスリース契約(以下、「自動車リース契約」という。)、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続きを経て自動車リース契約の締結を承認したときに成立するものとし、
3. 甲及び乙は、自動車リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の法律を遵守するものとし、
4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として自動車を登録することに合意するものとし、
5. 自動車リース契約は、自動車リース契約条項に定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の満了までの間解除又は解約ができないものとする。

第2条 (自動車の引渡し) 1. 乙は、自ら又は乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡すものとし、
2. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車に瑕疵がないことを確認の上、自動車借受書に乙に交付するものとし、
3. 甲が乙に自動車借受書を交付したことをもって、乙から甲への自動車の引渡しは完了したものとします。
4. 甲が自動車を点検する際に自動車の瑕疵を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとし、この瑕疵の取扱いについて第13条に従うものとし、但し、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなす。
5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃、制定、公権力による命令、処分、ストライキその他の争い、輸送機関の事故、販売店に起因する引渡しの遅延(登録又は引渡しの遅延)、その他乙の責に帰せざる事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負わないものとし、
6. 甲が正当な理由なく自動車を引渡しを拒否し又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何ら催告することなく通知のみで、自動車リース契約を解除することができるものとし、この場合、第22条に従うものとし、

第3条 (自動車の使用・保管) 1. 甲は、自動車の引渡しを受けた時から善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の取扱説明書及び整備手帳の指示事項を遵守するものとし、
2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を保管するものとし、
3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう、運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく点検を受ける等、自動車の維持管理を行うものとし、
4. 甲は、自動車を引渡しを受けたときは、その原因のいかんを問わず修理・修繕を行います。また、自動車の場合は、第19条の規定に従うものとし、
5. 甲は、修理に要した一切の費用については、リース料に含まれるものを除いて、甲の負担とします。

第4条 (リース期間) リース期間は、表記①に記載のとおりとします。

第5条 (リース料及び支払方法) 1. 甲は、表記①に記載のリース料を乙へ支払うものとし、
2. リース料の支払方法及び支払日は、表記①に記載のとおりとします。
3. リース料に含まれる費用等は、表記①に記載のとおりとします。
4. 甲は、リース期間中、理由のいかんを問わず、乙に対するリース料、その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は、弁済の猶予を受けることはできないものとし、

第6条 (別特リース料) 別特リース料が発生する場合は、甲は、表記①に記載のとおりリース料とは別に、自動車リース契約成立と同時に別特リース料を乙に支払うものとし、

第7条 (消費税額及び支払方法) 甲は、消費税法の税率に基づき消費税並びに地方消費税に相当する額(以下「消費税額等」という)をリース料に付加して乙に支払うものとし、

第8条 (禁止行為等) 1. 甲は、自動車リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその継承者に対して有する債権とを相殺できないものとし、
2. 甲は、自動車を第三者へ譲渡、転貸、担保等に差し入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為一切しないものとし、
3. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為ができないものとし、
4. 自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の現状を変更すること。
5. 自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。
6. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用し、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとし、
7. 自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属し、
8. 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その旨を書面にて乙に報告し、
9. 甲は、乙が自動車リース契約に定める乙の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は、乙が費用(口座振替手数料、催告費用、自動車引取費用、新設・保証料全額及び乙に処分までの保管費用等)を負担します。

第9条 (自動車の点検等) 1. 甲は、乙又は乙の指定する者から、自動車の現状及び使用、保管の状況を点検するため、自動車の保管場所等に立ち入り又は説明・資料の提供等の申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。
2. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。

第10条 (権利の移転に伴う自動車の登録等) 1. 甲は、乙が陸運支局、自動車検査情報情報センターもしくは陸運自動車検査協会から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活らるるに際して、あらかじめ同意します。
2. 乙において、商号変更、住所変更又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づき自動車の所有権移転等が道路運送車両法に基づき変更登録・移転登録、検査証記入申請を行う必要がある場合には、乙は、乙が変更登録・移転登録、検査証記入申請を行うことは甲があらかじめ承諾するとともに、甲に乙が検査証等の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続きに關して甲にて対応する事項がある場合は、これに協力します。

第11条 (契約走行距離) 1. 自動車の契約走行距離は、表記①に記載のとおりとします。
2. 自動車リース契約の満了により返還された自動車の実走行距離が、前項の契約走行距離を著しく超過するに、乙が追加修理・メンテナンス等を行った場合及び自動車の価値の減少等の損害を被ったときは、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払うものとし、
3. 返還された時点の自動車の実走行距離が、契約走行距離に満たない場合であっても、これを理由として乙に対しリース料の減額又は返還等を請求することはできないものとし、

第12条 (保険契約) 1. 乙は、自動車について、表記①に記載のとおりリース料の中に自動車損害賠償料が含まれる場合は、法令に基づき自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲、自動車リース契約とは別に、甲の責任と費用に自動車損害賠償責任保険契約を締結し、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出し、リース料を継続するものとし、
2. 自動車について、表記①に記載のとおりリース料の中に自動車任意保険料が含まれる場合は、任意保険契約(車両保険の被保険者)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券を保管するものとし、
3. 乙の承諾を得て、保険契約は保証会社と甲との間で締結することがあります。
4. 甲は、車両保険については乙を被保険者として、甲は保険申込書の写しを保険契約締結後乙に提出するものとし、
5. この場合、当該保険契約の締結については乙は責任を負いません。
6. 各項の保険契約により補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)については、甲が負担するものとし、
7. 修理費に際しては、(保証会社の納付、取戻金に併せて)甲が

第13条 (自動車の瑕疵) 1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責任を負わないものとし、
2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵及び引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は販売店に対して修理・整備等の履行を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従います。なお、乙は、甲の販売店に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲でこれに協力するものとし、
3. 前各項の場合においても、甲は、リース料その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることが自動車リース契約の変更又は解除できません。

第14条 (メンテナンス・サービス) 1. リース料にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、甲は、リース期間中、乙の定めるメンテナンス工場(以下、「メンテナンス工場」という)で、メンテナンス・サービスを受けるものとし、
2. 甲は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡し、メンテナンス・サービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定するものとし、
3. 甲が、やむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に乙の了解を得てこれを行うものとし、
4. 甲は、第1項のメンテナンス・サービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他自動車リース契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、乙に対してメンテナンス・サービスの償還を請求することはできないものとし、
5. 次の場合の修理等の費用は甲の負担とする。
①甲の過失もしくは過失に起因する修理等の費用。
②甲が定められたメンテナンス・サービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の修理の費用を含むものとし、
③第12条による保険金で補填されない修理等(保険対象外及び保険金額超過)の費用。
④甲が第3項の定めに対し乙の了解を得ず、他の整備工場で、独自に行った整備・修理費用。
⑤表記①に記載のメンテナンス・サービス項目以外の項目について行った整備・修理等の費用。

第15条 (事故拒否制度にかかわる警察等への聴取に関する同意) 1. 甲は、メンテナンス工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことにあらかじめ同意するものとし、また、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのフォックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に署名又は捺印するものとし、
2. 放置違反金の滞納に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負わないものとし、なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとし、

第16条 (代車) 1. 乙は、表記①に記載のメンテナンス・サービスに代車を含まない限り、乙又はメンテナンス工場の選定する代車を甲に貸与します。但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた自動車と異なることがあるものとし、甲は、これについてあらかじめ承諾するものとし、
2. 甲は、代車の使用・保管にあたっては、自動車リース契約に定める条項に従ってリースを受けた自動車と同等の管理を行うものとし、
3. 甲は、代車の貸与中、当該代車に關し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの費用を負担するものとし、乙が警察から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合は同様とします。
4. 甲は、代車が警察により移動された場合は、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が代車を警察から引取る場合があることに異議なく承諾するものとし、
5. 甲が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金命令を受け、放置違反金を納付した場合は、甲は乙に対して当該放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとし、

第17条 (事故処理) 1. 自動車に係る事故発生の場合、甲は自らもしくは運転者をして、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置並びに関係者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届け出るものとし、
2. 前項の場合、甲は、直ちに事故発生及びその内容を書面にて乙及び保証会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとし、
3. 事故の処理にあたっては、甲は、保証会社に対し示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保証会社と不利な内容の契約を締結することはないものとし、
4. 甲は、保証会社からの援助を要する場合には、乙は保証会社と連携し乙が認める範囲でこれに協力するものとし、
5. 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金額に必要書類の提出など解決に向けて協力するものとし、

第18条 (損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はそれを引き受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとし、
①甲による自動車又はメンテナンス・サービス中の代車の使用・保管に起因して、第三者に対し、人的又は物的損害(盗難にあっては自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合、
②甲が自動車リース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合、

第19条 (自動車の滅失・毀損) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、火災、風水害、地震その他甲が乙の責任にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損その他の一切の危険は、すべて甲が負担するものとし、
2. 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難額又は紛失額を速やかに所轄の警察署に提出するものとし、
3. 自動車に盗難に会い、もしくは滅失(所有権の侵害を含む)し、又は修理不能の損害を受けた場合には、乙は、甲に通知して、自動車リース契約を終了させることができます。この場合には、甲は、乙に対して残債(以下、「残債」という)とリース料の残債及び使用済自動車の再買入れ等に關する法律に基づくリサイクル料金等(以下、「リサイクル料金等」という)の合計額から表記①に記載のうり支出を差し引いた金額を支払うものとし、
4. 乙が保証会社から差支を受けた自動車に生じた損害に係る保険金は、自動車の所有者である乙に帰属します。第3項の場合で、乙が、保証会社から自動車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は、乙の受取金額を償還して、甲が支払うべき前2項の金額に充当するものとし、
5. 前3項の場合で、甲が、保証会社から自動車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に交付し、乙は乙の受取金額を償還して、甲が支払うべき前3項の金額に充当するものとし、

第20条 (費用の変動) 1. 甲は、自動車リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。また、支払方法については、乙の定めによるものとし、
①法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき、
②登録費用、自動車税その他の租税公課に新設、変更等が生じたとき、
③自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき、
④自動車損害賠償責任保険料の変更により保険料が増額されたとき、
2. 表記①に記載の消費税額等は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税額等を乙に支払うものとし、

第21条 (期限の利益喪失) 1. 甲が次の各号のいずれにも該当する事由が生じた場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず自動車リース契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残債全部を支払い、自動車を返還します。
①リース料その他の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき、
②一般の支払いを停止したとき、又は小切手もしくは手形の不渡りを一回でも発生したとき、
③仮差押、仮処分、差押、競売、破産の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は、民事再生手続開始、清算、特別清算、破産手続開始、会社更生手続開始、負債整理のための特定調停の申立をし、もしくは私的整理(任意整理)などに入ったとき、
④乙の破産、破産手続開始、破産宣告を受けたとき、

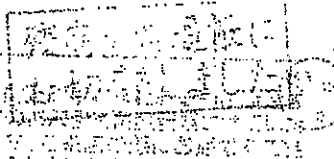
領 収 書 等 添 付 票

整理番号	4-1.	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	自宅電話、インターネット、ケーブルテレビ料金		
費 用 内 容	その他	摘 要	平成31年4月分
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	2,405 円 (9,952 円)	按 分 率:	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分 1/4 4 月 分 を 任 期 分 で 按 分 29/30

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

13 [REDACTED]
 14 [REDACTED]
 15 [REDACTED]
 16 [REDACTED]
 17 [REDACTED]
 18 [REDACTED]
 19 [REDACTED]
 20 [REDACTED]
 21 [REDACTED]
 22 [REDACTED]
 23 [REDACTED]
 24 [REDACTED]
 25 [REDACTED]
 26 [REDACTED]
 27 [REDACTED]
 28 [REDACTED]
 29 [REDACTED]
 30 [REDACTED]
 31 [REDACTED]
 32 [REDACTED]
 33 [REDACTED]
 34 [REDACTED]
 35 [REDACTED]
 36 [REDACTED]

* [REDACTED]
 19-05-07 200 *14,198ファイブケーブルテレビ
 * [REDACTED]



原本のとおり相違ないことを証明します

令和 元年 5月 29日



口座お振替通知書 振替日 2019年05月07日

毎度お引立てを頂きありがとうございます。
下記の通り、口座お振替をさせて頂きますので貴口座へ
ご入金頂きますようお願い致します。

お振替合計金額(税込) 14,198 円

口座へのご入金日は振替日の前営業日までをお願い致します。

加入者コード [REDACTED]
金融機関名 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]
口座名義 ダトミヤ

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁のみ表示しております。



福井ケーブルテレビ株式会社

〒910-0857 福井市豊島1-3-1

尚、作成日以降のご入金につきましては本明細には反映
されておられませんのでご了承下さい。

(内訳明細)	(金額)
デジタルスタグダサービス料	2,808
標準型STB使用料	2,160
ブルーレイ録画型STB使用料	3,132
NET利用料(エケレックス)	4,266
メールアドレス追加利用料	432
PC利用台数追加利用料	648
C777基本料	1,436
C777ユニバーサルサービス料	2
C777(P)発信番号表示	432
C777通話料[国内][KDDI以外]	252
C777通話料[携帯][au以外]	34
セブ割引	-1,404

TV利用分 2808+2160(標準型STB1台)-1080(セブ割引)=3888
NET利用分 4266-324(セブ割引)=3942
PHONAE利用分 = 2122
計 9952 ÷ 4 = 2488

2019年04月11日作成

領収書等添付票

整理番号	5-1	支払年月日	平成31年 5月 7日
使途項目	事務費	支出科目	通信運搬費
使途内容	携帯電話料		
費用内容	携帯電話料	摘要	除
政務活動費 充当額 (支払額)	4,303 円 (12,909 円)	按分率:	1/3 充当根拠: 政党・選挙活動、私的活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

裏面からの続きです>>

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
-------	-------	-------

▼紙請求書発行手数料 200
 ▼消費税等(8%) 16
 ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

8%消費税の課税対象額 2,000円

口座振替のご案内 (2019年 5月 ご請求分)

VOICE FOR SERVICES

振替日 DATE FOR TRANSFER 2019年 5月 31日

口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE [REDACTED] 円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION [REDACTED]

支店名 BRANCH [REDACTED]

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

お知らせ INFORMATION

●お引越などでご住所が変更となったお客様へ
 KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、
 ご住所が変更となった際には、お早めに住所変更のお手続きを
 お願いいたします。お手続きは以下URL、または
 「au住所変更」で検索をお願いいたします。
 <URL><http://cus.au.com/a029>

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 4月ご請求分 (3月利用分)

ご請求先氏名

野田 富久 様

下記ご利用料金を 5月 7日口座振替により
 領収いたしました。

印紙税申告納
 付につき新宿
 税務署承認済

KDDI株式会社
 〒163-8003 東京都新宿区西新宿 KDDビル

ご請求コード CUSTOMER CODE [REDACTED]

領収金額 AMOUNT RECEIVED [REDACTED]

うち消費税等 TAX [REDACTED]

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION [REDACTED]

支店名 BRANCH [REDACTED]

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

12909

料金内訳書

<凡例> 税込または免税料金等: [*]、旧税率計算対象料金: [#]

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月11日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都港区西新橋2-1-1 KDDIビル

ご請求コード [] 総合計 13,449円 ご利用年月 2019年 3月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			
●合計			13,233円
ご利用番号 []	3,404		
< 3月ご利用内訳 >	3,404		
▼プラン利用料	3,150		auお客様コード []
LTEフラットforTab(i)ds		6,700	
2年契約		-1,000	
スマホセット割		-2,850	
LTE NET		300	
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼消費税等(8%)	252		8%消費税の課税対象額 3,152円
auご利用月数は2019年 4月で 5年10ヶ月自です。			

ご利用番号 []	9,829		
< 3月ご利用内訳 >	9,829		
▼プラン利用料	8,066		auお客様コード []
カケホ		4,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
データ定額20		6,000	
auスマートバリュー		-934	
▼オプション使用料	500		
テザリングオプション		500	
▼通話料/カケホ	33		
通話料		21,660	
SMS(Cメール)送信料		33	
カケホ割引額		-20,700	
au→自宅割		-20	au→自宅割により対象通話を割引します。
2年契約+家族割/通話料		-940	対象家族間通話を全額割引します。

▼ユニバーサルサービス料	2		月額料金 824円
▼消費税等(8%)	688		1番号当たり 2円のご請求となります。
auご利用月数は2019年 4月で12年 7ヶ月自です。			
【LTE・WiMAX2+等通信量】 9.09GB			

●紙請求書発行手数料/その他料金			
●合計			216円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等(8%)	16		8%消費税の課税対象額 200円
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。			

裏面もご確認ください

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	8-1	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	福井新聞購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	平成31年4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,634 円	按 分 率:	
	(2,725 円)	充 当 根 拠: 4月分を任期分で按分29/30	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

普通預金(現金収入票) 2

01-05-07 200 *2,72570192707 P90DEカ

原本のとおり相違ないことを証明します

令和 元 年 5 月 29 日



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 10日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	福井新聞デジタル版		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	福井新聞D版
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	800 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

▲ブラウザの印刷機能をご利用ください▲

ご利用代金明細照会

確定

ご利用明細

お支払履歴・口座・設定状況

野田 富久 様
2019年5月分のご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類	
カード名称	
カード番号	

照会月	2019年5月
明細作成日	2019年4月22日

お支払日	2019年5月10日
今のご請求合計額	
(1)今のご請求額	
(2)事前お支払額	
合計[(1)-(2)]	

■ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額
2019/2/1		福井新聞社	1回払い	800	800
2019/3/1		日経ID決済	1回払い	5,000	5,000
ショッピング請求確定分合計					

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	7-1	支払年月日	平成31年 5月 10日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	日経新聞ID(宅配・電子版)		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	日経新聞ID
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,000 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

▲ ブラウザの印刷機能をご利用ください ▲

ご利用代金明細照会

確定

ご利用明細

お支払履歴・口座・設定状況

野田 富久 様
2019年5月分のご利用明細 (確定) を表示しております。

カード種類	
カード名称	
カード番号	

照会月	2019年5月
-----	---------

明細作成日	2019年4月22日
-------	------------

お支払日	2019年5月10日
今のご請求合計額	
(1)今のご請求額	
(2)事前お支払額	
合計[(1)-(2)]	

■ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今ご請求額
2019/2/1		福井新聞社	1回払い	800	800
2019/3/1		日経ID決済	1回払い	5,000	5,000
ショッピング請求確定分合計					

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	9-1	支払年月日	平成31年 5月 13日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	日刊県民福井購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	平成31年4月分
政 務 活 動 費 充 当 費 額 (支 払 額)	2,397 円	按 分 率:	
	(2,480 円)	充当根拠: 4月分を任期分で按分29/30	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

13	01-05-13	200	*2,480	チユウニチシラフ*フ、ニツカ
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



原本のとおり相違ないことを証明します

令和 元 年 5 月 29 日

